

○老齡船舶の調査に関する達

昭和33年12月1日
海上自衛隊達第61号

改正 昭和36年6月12日 海上自衛隊達第43号〔自衛隊法第15条、第16条及び第17条の2の改正に伴う海上自衛隊達の整理に関する達22条による改正〕

昭和36年9月1日 海上自衛隊達第63号〔自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達13条による改正〕

昭和40年1月30日 海上自衛隊達第7号〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

昭和42年7月28日 海上自衛隊達第44号〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則による改正〕

昭和43年12月26日 海上自衛隊達第81号〔船舶の改造、修理、年次検査及び入きよ等に関する達の一部を改正する達附則2項による改正〕

昭和55年3月31日 海上自衛隊達第6号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

平成元年3月4日 海上自衛隊達第6号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達4条による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達7条による改正〕

平成15年1月24日 海上自衛隊達第4号〔艦船の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第17条による改正〕

平成16年4月6日 海上自衛隊達第11号〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第2条による改正〕

平成27年9月25日 海上自衛隊達第20号〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達5条による改正〕

平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成29年11月30日 海上自衛隊達第30号〔海上自衛隊の使用する船舶の主要性能の調査に関する達等の一部を改正する達3条による改正〕

平成31年4月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第2条による改正〕

船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第23条の規定に基づき老齢船舶の調査に関する達を次のように定める。

老齢船舶の調査に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第23条の規定に基づき老齢船舶（以下「老齢船舶」という。）の調査に関し必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 海上幕僚長は海上自衛隊業務報告規則（昭和36年海上自衛隊達第79号）の規定により提出された年度修理計画報告に基づき翌年度における老齢船舶の調査実施艦船を、年度業務計画で示すものとする。

（実施者）

第3条 老齢船舶の調査は、当該艦船の在籍する地方総監部の地方総監（以下「総監」という。）が実施するものとする。

（調査の委託）

第4条 総監は、当該艦船の役務その他の理由により調査を行うことが困難な場合は、海上幕僚長の承認を得て、他の地方総監に調査を委託することができる。

（調査事項）

第5条 調査は、定期検査実施基準（平成14年海上自衛隊達第54号別冊付録第1）によるほか、次の各号に掲げる事項については、詳細な調査を行なうものとする。

- （1） 船体強度構成部材の厚さ並びにその接続部の腐しよく及び衰朽の状態
- （2） 主機、主ボイラーの主要部分の腐しよく及び衰朽の状態
- （3） 主要な電気機器、電路及び武器の腐しよく衰朽の状態
- （4） 修理による主要性能維持の能否及び主要性能の回復に要する修理の程度

（委員会の設置）

第6条 調査を実施する地方総監（委託を受けた地方総監を含む。以下「調査実施総監」という。）は、調査を実施するため委員会を設置するものとする。

2 委員会を設置した場合は、海上幕僚長に報告するとともに海上自衛隊補給本部長に通報するものとする。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、委員長及び所要の委員をもつて組織する。

2 委員長は、総監又は総監が指定する者をもつて充てる。

3 委員は、次表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる隊員のうちから指定する者をもつて充てる。

当該艦船の所属する自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、海洋業務・対潜支援群司令、掃海隊群司令、開発指導隊群司令又は第1術科学学校長	当該艦船の乗員。ただし、一定の乗員が定められていない艦船の場合は、当該艦船の所属する部隊等の隊員
調査実施総監	当該地方隊所属の隊員

4 総監は、前項以外の隊員を委員に加える必要がある場合には、委員の指定を海上幕僚長に上申するものとする。

(調査実施要領)

第8条 調査実施総監は、調査開始30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した老齢艦船調査実施要領を作成し、海上幕僚長に提出するとともに海上自衛隊補給本部長、委託もとの地方総監、当該艦船の長（ただし、エアクッション艇については、エアクッション艇隊長をいう。以下同じ。）及び防衛装備庁長官に通報するものとする。

- (1) 実施期日
- (2) 実施場所
- (3) 実施要領
- (4) 委員及び委員の分担
- (5) その他必要と認める事項

(調査報告)

第9条 調査実施総監は、調査終了後40日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、海上自衛隊補給本部長を経由して海上幕僚長に提出するとともに、その写を委託もとの地方総監、当該艦船の長及び防衛装備庁長官に送付するものとする。

- (1) 実施期日
- (2) 実施場所
- (3) 委員及び委員の分担
- (4) 実施経過
- (5) 調査成績表（別記様式第1）
- (6) 次期特別修理の概算経費（別記様式第2）
- (7) 就役の可否に関する意見
- (8) 除籍の時期に関する意見
- (9) 総合所見

2 海上自衛隊補給本部長は、報告書を受領したときはこれを検討し、その結果を当該報告書に添付して受領後30日以内に海上幕僚長に進達するものとする。

附 則

この達は、昭和33年12月15日から施行する。

附 則〔自衛隊法第15条、第16条及び第17条の2の改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則〔自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達の附則抄〕

この達は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則〔船舶の改造、修理、年次検査及び入きよ等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

この達は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則

この達は、平成15年2月14日から施行する。

附 則〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成16年4月8日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の使用する船舶の主要性能の調査に関する達等の一部を改正する達の附則〕

附 則〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 〔海上自衛隊の使用する船舶の主要性能の調査に関する達等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成29年11月30日から施行する。

附 則 〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
 - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
 - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
 - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

別記様式第1 (第9条関係)

老 齡 艦 船 調 査 成 績 表

船 体

機 関 部

電 気

武 器

艦船名

調査期間

平成 年 月 から

平成 年 月 まで

区 分	調 査 箇 所	調 査 実 施 事 項	調 査 の 結 果
定期検査実施基準甲法の区分による。 記載例 防水部	定期検査実施基準甲法の調査箇所標準による。 記載例 防水区画	調査実施の方法及び程度を記載する。	
タービン主機	タービン車室		
電源装置	主発電機		

別記様式第2 (第9条関係)

概 算 経 費 表

艦船名

	船 体	機 関	電 気	誘導武器	水中武器	通信電子	合 計
材料費							
工 数							
工 費							
直接経費							
合 計							